

居宅介護・重度訪問介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と有限会社 愛ホームサービス（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護・重度訪問介護（以下、「居宅介護等」といいます。）サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 契約締結日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅介護計画）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護等サービスの目標、事業者が提供する具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ「居宅介護計画」を作成します。事業者はこの「居宅介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。
- 2 居宅介護計画については、必要に応じて見直します。

第4条（居宅介護サービス等の内容）

- 1 利用者が提供を受ける居宅介護サービス等の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、居宅介護計画に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の居宅介護サービス等を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員初任者研修修了者（旧介護員養成研修基礎課程又は1～2級課程を含む）、生活援助従事者研修を修了した者です。
- 4 居宅介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護給付費の支給決定内容が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって居宅介護等サービスの内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に利用者からサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、サービス提供に関する記録をつけることとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、利用月毎に所定の利用料等を支払います。
- 2 利用料金はサービス提供毎に計算し、利用月毎の合計金額により請求いたします。
上記に係る請求書は利用月の翌月 20 日頃を目処に利用者宛にお届け（郵送）します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月 27 日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の 24 時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供の 24 時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、14 日間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 14 日以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合

- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が施設に入所した場合
 - ② 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給決定期間終了に伴い介護給付費支給申請を行なった結果、不支給となった場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

- 1 事業者は、居宅介護等の提供に当たり、他の指定居宅介護事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、居宅介護等の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、居宅介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところを遵守し、

